

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	82 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	68 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の妻は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付状況について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、昭和36年5月に夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人の保険料は申立期間を除き60歳到達まで未納無く納付されていることが確認できる上、申立人の妻については、オンライン記録を見ると、同年4月から60歳到達までの保険料に未納が無いことが確認でき、夫婦の保険料納付を担当していたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻に係る特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付実施期間中に分割して特例納付していることが確認できる上、申立人の妻は、自身が病気にかかった昭和58年頃まで生活状況に変化は無く、夫婦の保険料を別々に納付することはないと陳述していることから、申立人の妻の納付意識の高さを踏まえると、妻自身の保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

私は、申立期間当時は学生だったので、自身では国民年金保険料を納付することができず、半年ほど納付していなかった。両親は、学生は保険料が免除され納付しなくてもよいと思っていたが、保険料の納付の書類が送付されてきたので市役所へ行ったところ、いずれは納付しないといけないことが分かった。しばらくの間放っておいたので遡って納付するよう言われ、10数万円の保険料を納付したと両親から聞いた。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、平成7年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったことが分かる。

また、申立人の国民年金保険料は申立期間を除き未納が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親も国民年金の加入手続を行った昭和52年10月以降の保険料については、全て納付している。

さらに、申立人は、その弟及び妹についても、それぞれが学生であった期間は、収入が無かったので、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたはずであると陳述しているところ、申立人の弟及び妹の納付記録を見ると、ともに申立人と同居している上、学生期間の保険料を納付しており、その後の保険料にも未納は無く、子供たちの保険料納付を行ったとする申立人の両親の納付意

識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の父親は、遑って10数万円の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、納付したとする保険料額は、申立人が平成6年12月から加入手続時点までの申立期間を含む期間の保険料額とおおむね一致する上、申立期間は4か月と短期間であり、申立人の両親の納付意識の高さをかんがみると、申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年3月まで
② 平成2年5月から3年3月まで
③ 平成5年1月から同年3月まで
④ 平成8年11月及び同年12月

昭和62年の失業時にA市の職員から免除制度について教えられ、それを契機に免除申請を行ったのを始め、その後、A市に区が成立したとき及び叔父の死亡に際して社会保険事務所(当時)へ年金相談に行ったときなどにも免除申請を行ったことを覚えている。また、四つある申立期間のうち、初めの三つについては市役所で申請し、四つ目の期間については社会保険事務所で申請し、いずれの申請も夫と一緒に行ったことも覚えている。このように免除申請したときのことはいつもよく覚えており、失業して免除申請しなかったことはなかったはずなので、申立期間が免除期間とされていないことには納得できない。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、A市の昭和62年度国民年金保険料収滞納一覧表によると、当該期間が国民年金被保険者期間である旨記録されていることが確認できる。同一覧表については、作成日である昭和63年5月18日以降に記録内容が更新されないことから、申立人は、62年10月22日付けで厚生年金被保険者資格を喪失した以降、申立期間①の直後の免除期間に係る免除申請日(昭和63年7月30日)に先立つ当該一覧表の作成日までの期間において、A市で国民年金に係る被保険者資格の再取得手続を行ったものと推認できる。また、オンライン記録によると、申立人については、国民年金加入

期間のうち、申立期間①、②、③及び④並びに第3号被保険者期間を除く全ての期間が保険料の免除期間とされ、合計21回の免除申請を行っていることを踏まえると、当該再取得手続は、免除申請を行うことを目的になされたものと考えるのが自然である。さらに、申立期間①の当時、申立人は失業状態にあったことから、申請時の所得状況が前年度と著しく異なる等の事情を考慮して免除申請が承認された可能性を否定することはできない。

一方、申立期間②、③及び④については、当該申立期間に係るA市の収滞納一覧表の記録内容とオンライン記録における当該申立期間直後の免除期間に係る申請日の関係に不自然な点はうかがえない上、当該申立期間直後の免除期間に係る免除申請日以前に当該申立期間に係る免除申請が別途行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②、③及び④について、免除申請を行った時期についての申立人の記憶は曖昧である上、当該申立期間について国民年金保険料が免除されていることを示す関連資料は無く、ほかに当該申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から平成3年3月まで
② 平成6年4月から同年12月まで
③ 平成8年8月

私は昭和62年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初、国民年金保険料は、送られてくる納付書に従い、郵便局又は金融機関の窓口で毎月納付していたが、途中からは、納付金額が割引になることから、一年前納制度を利用して前払いするようになったと思う。

その後、何度か会社に勤めて厚生年金に加入したこともあったが、勤めを辞める際には、その都度市役所に行って国民年金への切替手続きを行い、保険料納付を行ったはずである。私は、性格上、クレジットカードや税金等の支払いに関し、延滞が大嫌いであるので、今までそういったことをしたことは無いし、国民年金保険料についても、前払こそすれ、未納のままにしておくとは考えられない。

ところが、申立期間①、②及び③が未納期間とされており、納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が、平成3年5月20日に国民年金被保険者資格取得届を提出し、昭和62年3月29日に遡って国民年金被保険者資格を取得している状況が確認できることに加え、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が平成3年5月29日に払い出されていることから、申立人については、同年5月に国民年金の加入手続がなされたものと推認できる。この場合、昭和62年3月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは一致しない上、申立期間①は、加入

手続よりも前の時期に当たることから、申立期間①の一部は、時効により国民年金保険料が納付できない期間となり、過年度納付が行われた事をうかがわせる事情も見当たらない。その一方で、同市の記録及びオンライン記録を見ると、いずれも平成3年4月の保険料から納付が開始されており、申立人については、加入手続を行った年度の開始月から、現年度納付を開始したものと考えるのが自然である。

また、上記A市の名簿によると、申立人の国民年金の資格記録については、i) 平成5年3月16日の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴う国民年金の被保険者資格喪失届の提出日付が、同年4月22日であること、ii) 申立期間②及び③に係る国民年金被保険者資格の取得届及び喪失届の届出年月日が、いずれも9年2月27日とされていることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録の訂正・追加事跡を確認すると、申立期間②及び③に係る資格の取得記録及び喪失記録が、社会保険事務所(当時)において、全て同年6月2日に入力処理されていることとも整合する。この場合、申立期間②及び③については、少なくとも5年4月22日の資格喪失届の提出以降、遡及して資格の取得及び喪失届が提出された9年2月27日までの間、未加入期間とされており、同日をもって遡及して強制加入期間と認識された状況がうかがえることから、厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、国民年金の再加入手続を行っていたとする申立内容とは相違するとともに、遡及して強制加入期間と認識された時点において、申立期間②に係る保険料は、制度上時効により既に納付できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、i) 再加入手続を行った平成9年2月時点で現年度納付用の納付書が発行された可能性が高いこと ii) 再加入手続を行った以降の被保険者期間について、申立期間③を除き、保険料を全て納付していることから、当該期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

私が病院を退院した数日後の昭和36年11月26日頃に、A市B町に住んでいる50歳代の女性が、私の自宅まで国民年金保険料を集金に来たので、同年10月から同年12月までの3か月の保険料300円を渡し、国民年金手帳に検認印を押してもらった。その後、集金人は3か月に一度の割合で来ていたので、その都度保険料を納付していたが、39年10月頃に来た時、新しい国民年金手帳を持って来て、今まで使っていた検認印が有る国民年金手帳は役所で預かると言って持ち帰った。新しい国民年金手帳は、集金人が昭和36年度から38年度までの右のページを切り取り、左ページは検認印が無いまま渡してくれたが、役所がすることなので何も思わずそのまま受け取った。私は、昭和36年10月からの申立期間の保険料を間違いなく納めているので、よく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、申立期間に後続する昭和39年4月から60歳に到達する平成13年*月までの国民年金保険料を全て納付している上、58歳当時、申立期間が記録上未加入期間とされていることを知って、市役所に記録訂正を求めたが認められなかったとして、同年10月に国民年金に任意加入し、16年3月までの合計40年間（第3号被保険者期間を一部含む。）の保険料を完納しており、国民年金に対する加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した経緯及びその状況について、具体的に記憶している上、近くに住む申立人の知人によると、「申立人が、申立期間当時、自宅で集金人にお金を渡しているところを見かけ、後でそのお

金が国民年金保険料であることを申立人から聞いた。」と陳述しており、申立人の主張の信憑性は高い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に払い出されている上、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号の前後に払い出された任意加入者の資格取得日が同年12月であることが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳によると、その発行日は、払出しより2年以上前の39年10月1日と印字されている上、同年4月から同年12月までの国民年金保険料が、同年11月26日に現年度納付されていること等が同手帳に押された検認印から確認でき、申立人が、上記の手帳記号番号の払出以前においても国民年金の被保険者として取り扱われていたことは明らかである。

加えて、i) 申立人が所持する昭和39年10月1日発行と印字された国民年金手帳において、資格取得日は36年7月14日と記載されているが、同じく41年4月1日と印字された国民年金手帳においては、取得日が39年4月1日と記載されていること、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録及び同番号の統合記録が確認できないにもかかわらず、上記のとおり、同年4月から同年12月までの現年度納付等の記録が、後年の41年12月に払い出された手帳記号番号で管理されていること、iii) 申立人が所持する39年10月1日発行と印字された国民年金手帳によると、その番号欄に41年12月に払い出された手帳記号番号が印字されていることが確認できることから、同手帳の発行日から当該印字を行うまでの期間において、同欄は空欄であったものと推認されることを踏まえると、申立人の納付記録について適正な管理が行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から55年9月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

元夫と一緒にA市役所へ加入手続に行った際、年金課の窓口の人から昭和53年1月からの国民年金保険料を遡って納付するよう勧められた。後日、元夫が申立期間①の保険料二人分を遡って納付した。

申立期間②についても、集金人だったのか、納付書により銀行で納めたのかは忘れてしまったが、元夫の指示で事務員が夫婦二人分を定期的に納めていたそうなので、未納となるはずはない。

二つの期間とも、元夫及び当時の事務員が間違いなく納めているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその保険料を納付したとする申立人の元夫は、国民年金の加入手続を同時に行って以降、申立期間②の3か月を除き、保険料を全て納付しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人は、その元夫と一緒にA市役所で加入手続を行った際、昭和53年1月からの国民年金保険料を遡って納付するよう勧められたことから、後日、申立人の元夫が申立期間①に係る申立人及びその元夫自身の二人分の保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納・滞納一覧表によると、申立人及びその元夫は、昭和55年11月に加入手続を行ったものと推認され、申立人の元夫については、加入手続後すぐに、申立期間①のうち、昭和53年1月から55年3月までの保険料について過年度納付し、申立期間を含む同年

4月から同年12月までの保険料について一括して現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の元夫は、自身だけでなく申立人の保険料についても間違いなく納付したと陳述している上、この当時、申立人と同様に申立人の元夫についても、受給権を確保するため、特に保険料を遡及納付する必要がなかったことを踏まえると、申立人の元夫が申立人の当該期間に係る保険料を納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立期間②の国民年金保険料については、申立人及びその元夫のいずれも、その前後の期間は納付済みとなっている上、国民年金手帳記号番号払出日から現年度納付が可能であり、申立人の家族で経営していた事業は安定し、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、加入直後の当該3か月のみを未納とするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から59年9月まで

夫が家族で行っていた事業を辞め、会社に勤めて毎月の給料がきちんと入るようになった昭和55年4月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付も受けた。

申立期間の国民年金保険料については、金額は忘れてしまったが、送られてきた納付書により夫の分と一緒に3か月分ぐらいつつを、私が買い物などで出かけたついでに銀行などで納付し、領収書も受け取った。同居していた両親と叔母の保険料を母から預かり、私が一緒に納付したことも何度かあった。

私以外の家族は申立期間が納付済みとなっているのに、私だけが未納の記録とされているのは納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、その前後の期間を含めて、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の保険料と一緒に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間について、申立人の夫は保険料の納付済期間である上、申立人が所持する領収証書によると、同一の期間を納付している昭和55年7月から57年3月までについて申立人とその夫の納付日は全て同一日であることが確認でき、申立内容の信憑性は高い。

さらに、特殊台帳によると、申立人は、昭和57年11月27日に任意加入被保険者の資格を喪失した旨、また、オンライン記録によると、当該喪失処理が

60年12月11日に取り消された旨記録されていることが確認できるが、申立人は、その頃に国民年金の資格喪失手続きをした記憶は全くなく、そのような手続きをしなければならないほどの経済状況ではなかったとしている上、A市の収納履歴情報によると、上記の記録上一時的に資格喪失期間とされた期間の一部となる59年10月から60年12月までの国民年金保険料がA市に現年度納付された旨記録されていることが確認できることから、申立期間を含む上記の記録上一時的に資格喪失期間とされた期間についてもA市から納付書が発行されていた可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

平成2年4月にA市からB市に転居した際、私の妻がB市役所のC出張所へ手続に行ったところ、私が国民年金に加入していないことが判明したので、妻は私の国民年金の加入手続と付加保険料の納付の申出を行った。

妻は、その時、2年程度なら遡って過去の未納分の国民年金保険料を納付できると知ったことから、納付場所及び具体的な納付状況こそ定かでないが、後日、当時遡って納付可能だった全ての期間の保険料を納付したとしている。

当時は経済的に余裕があったし、私の納付記録では申立期間の直前に当たる昭和63年度の国民年金保険料が、遡って一括納付されたことになっているのなら、申立期間についても未納のまま放置したとは思えない。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃に国民年金に加入したとしているところ、オンライン記録によると、i) 申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年4月中であること、ii) 申立人の国民年金付加保険料の納付申出日が、同年4月11日であることから、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推認でき、申立内容と一致する。

また、オンライン記録によると、申立人から国民年金保険料の納付を任されていたとする申立人の妻は、平成元年2月に厚生年金被保険者資格の喪失に伴って国民年金に加入して以降、現在に至るまでの国民年金加入期間中に未納期間は無く、申立人についても、2年4月の加入手続以降、現在に至るまで国民年金加入期間中に未納期間は無いことから、申立人及びその妻の納付意識の高

さがうかがえる。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳の検認記録欄では、申立期間の直前期間に当たる昭和63年度の分が、過年度保険料として収納されている記載が確認できる上、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金保険料が、平成2年7月10日付けで一括して過年度納付されていることが確認できる。この場合、上記加入手続時点又は上記過年度納付時点のいずれにおいても、申立人の妻が申立期間の保険料に係る納付書を入手し、昭和63年度の保険料と同様に過年度納付することは可能であり、前述の申立人及びその妻の納付意識の高さに鑑みると、12か月と比較的短期間である申立期間については、市又は社会保険事務所（当時）において発行された過年度保険料の納付書に従って、遡及納付がなされたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで
国民年金保険料の納付義務が生じたので、その時から、母が自宅に来る集金人に保険料を納付してくれていた。その集金人は、お金を受け取ると、カードのような用紙にはんこを押して帰っていたと、生前に母からしっかり聞いている。
申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年1月28日となっていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入当時において、申立期間の国民年金保険料は、時効完成前の納付が可能な過年度保険料である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和44年4月以降、60歳期間満了までの約39年間にわたり国民年金保険料を完納しているほか、申立期間当時に申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親及び父親は、国民年金制度が発足した36年4月から、それぞれ60歳期間満了まで、申立期間を含めて保険料を完納しており、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は11か月間と短期間である上、申立人の国民年金手帳における申立期間直後の昭和44年度印紙検認記録欄を見ると、国民年金保険料を集金人に現年度納付したことを示す検認印が無いことから、当該期間の保険料については、申立人の母親が別途社会保険事務所(当時)の納付書により納付したものと推認できることなどを踏まえると、申立期間の保険料についても、同様に社会保険事務所の納付書により過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から50年12月まで

私は、結婚した昭和61年2月に、母から「これからは自分で国民年金保険料を支払いなさい。」と言われて以降は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになったが、それまでは、店の経理を担当していた母が私と両親の保険料を一緒に納付してくれていた。

両親は昭和36年から60歳まで国民年金保険料を全て納付しているので、当時のことを母に聞くと、「40年前のことでよく覚えていないが、家の仕事を手伝ってくれていたおまえの保険料だけを一緒に納付しないはずはない。」と言っており、私は長年家業を一緒に経営してきた母の言葉を信じている。

また、私の年金手帳に「初めて被保険者となった日」として昭和45年8月11日と記載してあるので、年金事務所で調査してもらったところ、50年10月に年金手帳が交付されているので、それ以前は納付できないとの説明を受けた。そうであるなら、手帳交付後の同年10月から同年12月までの3か月間の未納についてはどうなのかと何度も説明を求めたが納得のいく説明がなく、申立期間が未納とされていることに疑問を抱くようになった。

申立期間の国民年金保険料が納付されていないか、調査の上、納得がいく回答をいただきたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格を取得する要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、昭和 50 年 10 月 13 日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、45 年 8 月 11 日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、50 年 4 月以降の期間の国民年金保険料は、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親が母親自身の保険料と一緒に納付することが可能な現年度保険料であるとともに、母親の当該期間における保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、それぞれ 60 歳期間満了まで国民年金保険料を完納している上、申立人は、申立期間直後の 51 年 1 月から、申立人の母親が納付してくれていたとする 61 年 2 月の結婚までの約 10 年間にわたり、全て現年度により保険料を納付していることなどを踏まえると、申立人の加入手続を行った申立人の母親が、申立期間のうち、その時点で現年度納付が可能であり、かつ、9 か月間と短期間である 50 年 4 月以降の期間の保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 50 年 10 月当時において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の同年 3 月以前の保険料については、別途社会保険事務所(当時)の納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であることから、申立人の母親が申立人の両親の保険料と一緒に現年度納付することができないものと考えられるが、申立人は、申立期間当時の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に高齢のため、当時の詳しい内容についてはよく覚えていないと陳述しており、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月以前の国民年金保険料を申立人の両親の保険料と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、現在所持する年金手帳以前に年金手帳は無いと陳述している。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月以前の期間は 4 年間以上に及び、申立人の両親と一緒に納付していたとする国民年金保険料の納付記録について、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が当該期間の保険料について納付していたこと

を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私は、勤務していた会社が倒産し、昭和53年6月頃に退職後は、A市B区において、負債を抱えた友人の店を10年契約で引き継いだ。

その後、時期は定かではないが、商店街の世話役の女性から国民年金の加入と国民年金保険料の納付を勧められたので、当時店の支払関係を担当していた社員を連れて区役所へ行き、5年間分ぐらいの保険料をまとめて納付したように思う。そこでの手続等は全て社員に任せていたので、詳しい内容は分からないが、その時の職員とのやり取り及び周囲の区役所内の様子などは今も鮮明に記憶している。

申立期間がそれぞれ未納とされているが、納付していないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、国民年金手帳記号番号払出簿による申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び当時のA市B区における申立人の国民年金被保険者名簿の作成年月日から、昭和60年7月頃に加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人のオンライン記録によると、同年7月26日に、この時点で2年の時効が完成する直前である申立期間①直後の58年4月から申立期間②直前の59年3月までの国民年金保険料を遡って過年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料は、当時において過年度納付することが可能である。

また、申立期間②は1年間と短期間である上、申立人は、申立期間②直後の

昭和 60 年 4 月以降、申立人が事情により店舗を閉鎖したとする頃の平成 3 年 3 月までの国民年金保険料を現年度により完納していることなどを踏まえると、当時の社員が申立期間②の保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 60 年 7 月当時において、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられることから、当時の社員が、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、手続関係及び保険料等の納付に関しては、当時の社員に全て任せていたとしており、現在ではその所在も分からないと陳述していることから、具体的な納付状況等は不明である。

また、当時の社員が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私は、結婚のため会社を退職後、しばらくしてから国民年金に加入し、昭和46年4月頃、過去の国民年金保険料を遡って納付したことを覚えている。それ以来、私が夫婦二人分の保険料を集金人又は送付されて来る納付書と一緒に納付してきたのに、会社を退職後の申立期間の1か月間が未納とされているので、よく調べてほしい。

また、最近になって、昭和48年4月から同年12月までの期間について、夫が国民年金保険料を納付済みであるのに、私が未納期間となっていたことが判明したので、家中を探したところ、その領収証書が見つかり記録を訂正してもらったことから、行政に不信感を持っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和46年1月21日発行の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の45年4月から46年3月までの国民年金保険料を遡って同年4月26日に納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、時効完成前の納付が可能な過年度保険料である。

また、申立人は、会社を退職直後の申立期間を除き、60歳期間満了までの約32年間にわたり国民年金保険料を完納するとともに、申立人の夫については、夫が会社を退職した昭和44年8月から60歳期間満了までの約36年間にわたり保険料を完納し、申立人の夫の申立期間における保険料は納付済みである。

さらに、申立期間は1か月間と短期間である上、当初未納期間とされていた申立人の昭和48年4月から同年12月までの期間が、領収証書により記録が訂正されており、行政側の記録管理に不手際が認められることなどを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料についても遡って過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から48年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

昭和45年10月頃に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。加入手続後の国民年金保険料については、母が父と私の分と合わせた家族3人分を3か月ごとに納付していたと思うが、仮に納付期限に遅れていた場合でも、母は後にきちんと納付したはずである。

私が20歳の時から国民年金保険料を納付していると母から何度も聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年10月5日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、46年1月から48年6月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、また、昭和55年12月に転居するまでは申立人の母親が保険料を納付してくれていたと陳述しているところ、申立人の母親は、納付記録が始まる41年4月以降、保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、何回か納付期限が過ぎたことがあり、後に送付されてきた納付書を使用して、定期的な納付とは別に区役所内の銀行出張所で、いずれも数か月分ぐらいの保険料について過去に遡って納付したことがあると陳述している。

そこで、特殊台帳を見ると、昭和48年度欄に「49催」と未納催告が行われた事跡が確認できるところ、この点について、日本年金機構では、同年度分の6か月間の未納保険料に係る納付催告の事跡である旨、説明している。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人及びその両親は、申立期間後の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料について過年度納付していることも確認でき、申立人の母親が主張する複数回の過年度納付の記憶は、この時の納付と申立期間①のうち、48年4月から同年6月までの期間及び申立期間②に対する納付の記憶である可能性が否定できない。

これらのことから、過去の未納保険料の解消を図ろうとした納付意識の高い申立人の母親が、納付書の交付を受けながら、この時点で過年度納付が可能な期間である申立期間①のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月5日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、45年10月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間①のうち、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、上記のとおり、保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、過去の未納保険料について、数か月分については遡って納付した記憶はあるとしているものの、それ以上の期間について、まとめて納付した記憶はないとも陳述している。

さらに、申立期間①のうち、昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①のうち、昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、当該期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の記憶も明確ではなく、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金の加入については、いつの時期かははっきりとは覚えていないが、国民年金への加入勧奨の用紙が自宅に届いたので、父が、A 市 B 区役所に出向き手続を行ったはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、未納とされている保険料を一括で納付できないので、加入手続の際に、納付回数を数回に分けてもらい、父が、後から未納分の保険料を金融機関の窓口で遡って納付してくれたはずである。

当時の納付保険料額及び納付書の内容等については、父ははっきりとは覚えていないとしているが、加入手続時に国民年金保険料を数回分に分けて納付するようにしてもらったことは確かであり、保険料も納付しているはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 B 区において、昭和 60 年 5 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、58 年 4 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の父親は、申立人の国民年金加入手続時に、国民年金保険料の納付を数回に分けてもらった上で後に遡って納付したはずであるとしている

ところ、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に挟まれた、昭和59年1月から同年3月までの期間及び申立期間②直後の同年10月から60年3月までの期間について、納付日は確認できないものの、過年度納付していることが確認でき、陳述内容と符合する。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料については未納が無い上、申立人の夫の厚生年金保険加入に伴う国民年金第3号被保険者への種別変更、及びその後の資格喪失手続等も的確に行うなど、国民年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間当時、A市の各区役所では、社会保険庁（当時）発行の過年度保険料に係る納付書を窓口へ備え、過年度納付可能な期間を記載して、被保険者へ手渡しており、また、被保険者の要望した期間別に複数の納付書を作成した場合もあったとする事例は多く見られており、陳述内容に不自然な点は見られない。

これらのことから、申立期間のうち、前後の期間と同様に過年度保険料に係る納付書が発行されたと考えられる、昭和58年4月から同年12月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、57年11月から58年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和51年7月は14万2,000円、同年8月及び同年9月は11万8,000円、52年4月から同年6月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和52年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和51年7月は14万2,000円、同年8月及び同年9月は11万8,000円、52年4月から同年6月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与の支払と保険料控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年1月26日まで

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低すぎるのではないかと問い合わせを受けた。年金事務所の記録によると、私の知らない間に、申立期間の標準報酬月額は、当初16万円及び19万円であったものが、9万8,000円に引き下げられている。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に相当する額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する、平成4年1月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは19万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した日及びA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の5年1月26日付けで、4年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は直前の定時決定(平成4年10月)を超えて行われているほか、A社の被保険者全員(申立人を含め3人)について、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

一方、商業登記の記録により、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に同社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「取締役とは名ばかりで、申立期間当時はB業務に従事していた。」としているところ、同社の別の取締役も申立人について、申立人と同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成5年1月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年1月から同年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、60年4月から同年9月までは8万円、同年10月から61年3月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から61年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日の昭和61年4月1日にA社から関連会社であるB社に異動したとする元同僚の陳述、及び同人提出の給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和61年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、前述の元同僚提出の給与明細書の保険料控除額から、昭和60年4月から同年9月までは8万円、同年10月から61年3月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成11年に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も「当時のことは詳しくは分からない。」と陳述しているものの、A社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の資格喪失日の翌日と

記録されており、両保険の記録が符合しているところ、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の両者が同じ記録の誤りをするとは考え難いことから、事業主が昭和 60 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 61 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月2日から同年8月1日まで

ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社C支店から同社D支店に異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社提出の在籍証明書及びE企業年金基金保管の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は申立期間も継続してA社に勤務し(昭和48年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E企業年金基金は、「平成17年10月の代行返上時に基金の記録と国の記録の一致を図った。」としているところ、前述の厚生年金基金加入員台帳に係る代行返上前の記録を見ると、申立人が昭和48年8月1日にA社C支店で同基金加入資格を喪失し、同日に同社D支店で同資格を再取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E企業年金基金は、「当基金の記録に間違いはないと思う。申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式で、同一内容のものを当基金、社会保険事務所及び健康保険組合に提出していたと思われ

る。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の代行返上前の厚生年金基金加入員台帳の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和50年3月31日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から、申立人が昭和50年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当社では、従業員が月の末日に退職する場合、退職月分の保険料も同月の給与から控除しているので、申立人の申立期間に係る保険料も控除したと考える。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所に誤って届け出たと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず

ず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 10410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便により、B組織が運営するA社にC職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。同社には、平成10年3月31日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB組織提出の賃金台帳等から、申立人が平成10年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たとしている上、B組織保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日も、社会保険事務所の記録どおりの平成10年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。昭和49年4月から同社にB職として勤務し、同社がC社となった50年4月1日からはD共済制度の加入者となったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主等の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「給与台帳等の関連資料は保管していないが、申立人は、申立期間もB職としてA社に勤務していたので、申立人の給与から申立期間の保険料が控除されていたことは間違いない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出、申立期間に係る保険料も納付して

いないとしている上、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月1日から同年7月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和40年4月7日から同年7月1日まで
③ 昭和41年4月30日から同年5月30日まで
④ 平成5年4月1日から同年7月8日まで
⑤ 平成7年4月28日から同年10月1日まで
⑥ 平成9年10月1日から11年4月1日まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。申立期間①はB社で正社員として、申立期間②及び③はC社で取締役として、申立期間④はA社で取締役として、申立期間⑤及び⑥はD社で代表取締役として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述並びに申立人提出の給与支給明細書等から、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申

立期間当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和43年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し9人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、「申立期間には、B社だけでなく、別事業所にも勤務しており、同社での勤務時間は午後からの5時間程度であった。」と陳述しているところ、前述の元従業員9人はいずれも、「朝から夕方まで7時間から8時間勤務していた。」と陳述しており、申立人と同じ5時間程度の勤務で厚生年金保険に加入している元従業員は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人提出のC社に係る定款及び商業登記の記録から判断して、申立人が申立期間も継続して同社に取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和43年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、「申立期間当時の資料は所在不明のため、申立期間当時の事務処理の状況は分からないが、申立人が厚生年金保険に加入していないのであれば、保険料も控除していなかったと思われる。」としている。

一方、申立人は、「C社には、昭和40年4月7日から41年5月30日まで勤務した。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、その途

中の昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までの期間において、別事業所である E 社で厚生年金保険に加入している。そこで、C 社及び E 社に係る商業登記の記録を見ると、申立期間当時、両社の代表取締役及び所在地は同一であることが確認できる上、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C 社の取締役の氏名が確認できることから、両社は関連事業所であったことがうかがえ、C 社が厚生年金保険の適用事業所となる 43 年 9 月 1 日までの期間は、同社の従業員は E 社で厚生年金保険に加入していたと考えられる。しかし、同社が適用事業所となったのは、申立人の同社における資格取得日と同一の 40 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、E 社は、昭和 45 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、申立期間も継続して C 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 43 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C 社は、「申立期間当時の資料は所在不明のため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは分からない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期である昭和 41 年 4 月 30 日まで、C 社の関連事業所であったと考えられる E 社で厚生年金保険に加入しているところ、申立期間に同社で厚生年金保険に加入している元従業員に照会し 3 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、前述のとおり、E 社は、昭和 45 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人は、D 社の代表取締役として、申立期間も

継続して同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間に、失業（雇用保険法において、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。）していることが受給要件の一つとされている雇用保険法の規定による基本手当を受給していることが確認できる。

また、全国健康保険協会F支部の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月28日から同年6月13日まで、健康保険の任意継続被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑥については、D社名義の預金通帳の記録、商業登記の記録及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続して同社に代表取締役として勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、D社は、平成10年7月13日付けで、約9か月前の9年10月1日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人の同社における資格喪失日も、同じく10年7月13日付けで9年10月1日に遡って記録されており、申立人が、「申立期間当時、D社は社会保険料を滞納していた。」と陳述していることを踏まえると、申立人の資格喪失日について、実態に反した遡及処理が行われたことが考えられる。

しかし、申立人は、D社の代表取締役であり、社会保険事務所が、同社の業務を執行する責任を負っていた申立人の関与も無しに、当該遡及処理を行ったとは考え難い。したがって、申立人が、自らの資格喪失日に係る遡及処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月7日から同年9月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年7月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月12日から34年3月13日まで
② 昭和39年7月7日から同年9月7日まで

私は、昭和33年5月12日にC社D部門に入社し、35年1月1日にA社が設立され異動したが、55年9月まで継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

当時の同僚に聞いてもらうと、申立期間①及び②ともに継続して勤務していたことがわかると思うので、これら申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の表彰状（勤続15年）、B社提出の「56年度退職金支給表」及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年7月7日にA社E支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た
らないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、申立期間も継続してC社に勤務していたと
申し立てているが、C社提出の「従業員名簿」によると、申立人の入社年月日
及び保険加入年月日は、いずれも昭和34年3月13日と記録されている上、上
記の「56年度退職金支給表」においても申立人の入社日は同年8月13日とし
て退職金が計算されているほか、申立人提出の表彰状(勤続15年)の授与年月
日は49年5月19日付けとなっている。

また、C社は、「上記の『従業員名簿』以外に資料を保存しておらず、申立
人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答しているほか、
同僚からも申立人の勤務実態等について具体的な陳述は得られなかった。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人主張
の入社年月日に近い昭和33年4月から同年6月までの期間に資格を取得して
いる者は75人であるところ、その半数以上の者は、申立人と同様に資格を取
得してから6か月で資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の75人のうち、所在が判明した同僚15人を抽出して調査したと
ころ、7人から回答が得られたが、このうち6人からは、「申立期間当時、入
社後の雇用期間は6か月とする旨の雇用契約が定められていた。また、当該期
間満了時には一旦退職扱いとなった。」旨の陳述が得られたことなどから判断
すると、C社では、入社してから一定期間経過後は、必ずしも社員としての身
分等を継続させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検
索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはでき
なかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせ
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に
判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年
金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな
い。

大阪厚生年金 事案 10414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和40年6月1日付けで、A社D支店から同社C支店に異動したが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社C支店における厚生年金保険の資格取得日は同年7月1日となっており、1か月の空白期間が生じている。

申立期間の加入記録が無いのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社提出の「社員カード」及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和40年6月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社C支店における資格取得日を昭和40年7月1日として誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年2月7日から同年3月11日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年2月7日、喪失日は同年3月11日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和42年3月11日から44年3月11日までの期間について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月7日から44年3月11日まで

私は、昭和42年2月にA社に入社しB職として、各地の支店で勤務した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、生年月日が申立人と2年相違しているものの、申立人と氏名が一致する被保険者記録（資格取得日は昭和42年2月7日、資格喪失日は同年3月11日）が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚が上記被保険者名簿において確認できる上、申立人は、A社の所在地及び業務内容等を詳細に記憶している。

さらに、上記同僚からは、申立人とA社で一緒に勤務していたとの陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、上記の未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA社における資格取得日は昭和42年2月7日、資格喪失日は同年3月11日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっているA社における被保険者記録から、6万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和42年3月11日から44年3月11日までの期間について、申立期間当時、A社C本社において人事業務を担当していた者は、「申立人は、A社に入社して以降、外注先のD社が廃止された時期（D社は、昭和44年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。）まで継続して勤務していた。」と具体的に陳述している上、複数の同僚からも申立人は当時、A社に勤務していた旨の陳述が得られた。

また、上記の人事業務担当者は、「申立人は、当該期間中も勤務形態及び業務内容等に変化は無かったので、厚生年金保険被保険者として給与から保険料が控除されていたと考えられる。」旨陳述している。

さらに、上記同僚からは、「私自身がA社に勤務していた期間と同社での厚生年金保険の加入記録は一致している。申立人も当時、一緒に勤務していたのに、当該期間における加入記録が無いのはおかしい。」旨の陳述をしている。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月11日から44年3月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっているA社における被保険者記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、「資料が無く、不明」と回答しているものの、当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和42年3月11日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年6月1日から20年4月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年6月から20年3月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月8日から同年6月1日まで
② 平成元年3月1日から20年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、B社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、一旦退職後、昭和53年1月8日から再び勤務した。同年4月*日に労災事故でけがをしたため、しばらくしてから退職したものの、申立期間には勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、A社で勤務したが、時間外勤務手当等の未払賃金及び現物支給の家賃等が標準報酬月額に含まれていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成元年3月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏ま

えて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②のうち、平成元年3月1日から19年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成19年6月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支給明細書及び現物支給されている住宅に係る資料から、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成19年6月から20年3月までは19万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成元年3月1日から19年6月1日までの期間については、申立人は、A社から支給された時間外勤務手当等の未払賃金、退職せんべつ金及び現物支給の家賃は、標準報酬月額に含まれるべきであるとして申し立てているが、申立人から提出された17年4月から19年6月までの給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人から提出された平成4年度から19年度までの源泉徴収票に記載された社会保険料の金額も、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険及び健康保険の保険料額並びに雇用保険料額の合計額とおおむね一致している。

さらに、申立人が、A社と合意した確認書を見ると、同社が申立人に対して、平成16年10月から17年3月までの時間外勤務手当等の未払賃金を支払うことで合意しているが、社会保険料の取扱いに関する記載は無い上、その合意された全額が申立人の銀行口座に振り込まれていることから、当該未払賃金から厚生年金保険料は控除されていないことが推認される。

加えて、家賃については、申立人から提出された関係資料により、平成17年8月まではその全額が、同年9月から20年3月まではその半額が現物支給されていたと認められるが、給与明細書及び銀行口座に振り込まれた給与額を見ると、A社は、現物支給の家賃を報酬月額に算入しておらず、その上で当該報酬月額に相当する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

なお、退職せんべつ金等の退職金については、臨時に支給されるものであ

り、厚生年金保険法では、これらは標準報酬月額の対象となる報酬には該当しないこととされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成元年3月1日から19年6月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、労災給付データにより、申立人がB社において、昭和53年4月*日に労働災害に遭ったことが確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人からの厚生年金保険料控除等の状況は不明であるとしている。

また、雇用保険の記録及びB社が加入しているC厚生年金基金の加入員記録において、申立人が申立期間以前に同社で勤務していた期間の加入記録は確認できるが、申立期間の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間にB社で勤務することになった理由について、「一旦B社を退職したが、その後、体調を崩した同僚の代役として勤務してほしいと社長から頼まれたためである。」としているところ、申立期間においてはそれまでと業務内容が変わり、給与も日給月給制となって以前より下がったと陳述していることから、申立人の申立期間における雇用形態は、加入記録の有る期間とは異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月21日から同年7月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月20日から同年12月29日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年7月から同年10月までは34万円、同年11月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月1日から15年2月1日までの期間及び同年3月1日から19年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を、10年9月から14年11月までは50万円、同年12月及び15年1月は47万円、同年3月から19年2月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年7月25日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月25日、18年7月25日及び同年12月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、16年7月25日は40万円、同年12月25日は60万円、17年7月25日及び同年12月25日は50万円、18年7月25日は40万円、同年12月25日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年3月1日から21年3月4日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間、19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のB社における19年3月から21年2月までの標

準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 30 万円、20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 35 万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、19 年 7 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 30 万円、20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 35 万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月 21 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 63 年 7 月 20 日から同年 12 月 29 日まで
③ 平成 10 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 4 日まで
④ 平成 15 年 8 月 25 日
⑤ 平成 15 年 12 月 25 日
⑥ 平成 16 年 7 月 25 日
⑦ 平成 16 年 12 月 25 日
⑧ 平成 17 年 7 月 25 日
⑨ 平成 17 年 12 月 25 日
⑩ 平成 18 年 7 月 25 日
⑪ 平成 18 年 12 月 25 日
⑫ 平成 19 年 7 月 25 日
⑬ 平成 19 年 12 月 25 日
⑭ 平成 20 年 7 月 25 日
⑮ 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が 26 万円と記録されている旨の回答を受けた。しかし、同社には昭和 63 年 5 月から継続して勤務しており、また、申立期間②当時の給与明細書には、総支給額は 35 万円と記載されている。

また、B 社で勤務した申立期間③の標準報酬月額は、実際の給与支給額より低い額で記録されている上、申立期間④から⑮までの期間に賞与が支給さ

れていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が全く無い。

給与明細書等を提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、昭和63年5月21日から同年7月20日までの期間、同年7月20日から同年12月29日までの期間、平成10年4月1日から19年3月1日までの期間、15年8月25日、同年12月25日、16年7月25日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月25日、18年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19年3月1日から21年3月4日までの期間、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、昭和63年6月21日から同年7月20日までの期間については、申立人提出の給与明細書及び元従業員等の陳述から判断して、申立人が当該期間にA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和63年6月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和63年5月21日から同年6月21日までの期間については、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、当時の従業員のうち連絡の取れた二人は、当該期間における申立人の勤務実態については不明と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和63年5月21日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、申立人から提出されたA社に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和63年7月から同年10月までは34万円、同年11月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③についても、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てている。

したがって、申立期間③のうち、平成10年9月1日から15年2月1日までの期間及び同年3月1日から19年3月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたB社に係る給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、10年9月から14年11月までは50万円、同年12月及び15年1月は47万円、同年3月から19年2月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に相当する標準報酬月額を届け出ていなかったと認めている上、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料

控除額の実態と長期にわたり相違していることから、当該期間について、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成 10 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 15 年 2 月については、給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に相当する標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間③のうち、平成 19 年 3 月 1 日から 21 年 3 月 4 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 38 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間、19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は、いずれも標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の B 社における平成 19 年 3 月から 21 年 2 月までの標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

申立期間④から⑪までについては、申立人は標準賞与額の記録が無いと申し立てしているところ、申立人から提出された賞与明細書により、申立期間⑥から⑪までについて、賞与の支払い及び厚生年金保険料の控除が認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、B 社における賞与の支給日については、賞与明細書に記録が無く、申立人及び事業主も不明としていることから、便宜上、給与の支給日と同じ各支給月の 25 日とする。

したがって、当該期間のうち、申立期間⑥から⑪までの標準賞与額は、申立人から提出された B 社に係る賞与明細書により確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 7 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 60 万円、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 50 万円、18 年 7 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、賞与の支給及び標準賞与額に基づく保険料控除を社会保険事務所に届け出ていることから、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る平成16年7月25日、同年12月25日、17年7月25日、同年12月25日、18年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④及び⑤については、賞与明細書から、申立人に対して当該期間に賞与が支給されていることが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

申立期間⑫から⑮までについては、前述の賞与明細書により、平成19年7月25日は40万円、同年12月25日は30万円、20年7月25日及び同年12月25日は35万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を平成19年7月25日は40万円、同年12月25日は30万円、20年7月25日及び同年12月25日は35万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年1月1日に、資格喪失日に係る記録を15年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、13年1月は19万円、15年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成13年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成15年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から同年2月1日まで
② 平成15年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成12年11月に入社し、15年6月末まで勤務した。保険料控除を確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書等により、申立人は、申立期間①及び②もA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成13年1月は19万円、15年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成13年1月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人に係る平成 15 年 6 月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が同年 6 月 30 日を資格喪失日として社会保険事務所に届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年8月1日から5年6月1日までの期間及び同年8月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年8月から5年5月までの期間は38万円、同年8月から6年9月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

また、平成6年10月1日から13年12月29日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年10月は28万円、同年11月から12年4月までの期間は24万円、同年5月から13年11月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月1日から13年12月29日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から13年12月29日まで

私は、平成4年3月1日から13年12月29日までA社で勤務していたが、社会保険庁(当時)に記録されている4年8月から退職時までの期間に係る標準報酬月額が、13年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額から逆算した標準報酬月額と著しく相違している。同社に在職中は、給与の手取額にほとんど変更が無かったため、保険料額についても大きな変更は無かったはずである。調査の上、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での標準報酬月額

は、平成4年8月1日から5年6月1日までの期間は38万円と記録されていたところ、7年6月23日付けで、4年8月1日に遡って8万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が5年6月1日の随時改定まで継続している。同様に、同年8月1日から6年10月1日までの期間は28万円と記録されていたところ、5年9月14日付けで、同年8月1日に遡って8万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が6年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、平成5年9月14日付けで、申立人と同様に、同僚についても標準報酬月額を同年8月1日に遡って引き下げる旨の訂正処理が行われている。

さらに、A社の申立期間当時の代表取締役は、「平成5年9月頃に、社会保険事務所（当時）の担当者から保険料を下げるので、滞納しないようにとの指導を受け、社会保険事務所の指示により書類を作成した覚えがある。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、複数の同僚が、「申立人はB職であった。」と陳述していることから、申立人が社会保険事務関係の業務に関与していた事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成4年8月1日から5年6月1日までの期間は38万円、同年8月1日から6年10月1日までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正を行った日以降の最初の随時改定（平成5年6月1日）及び定時決定（平成6年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立人は、平成5年6月1日から同年8月1日までの期間及び6年10月1日から13年12月29日までの期間についても、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年12月29日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の同年分の源泉徴収票におい

て確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。また、申立期間のうち、12年5月1日から13年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の金融機関の預金通帳から確認できる当該期間及び当該期間後（平成13年1月から同年3月まで）における給与振込額が同額であることから判断して、28万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成6年10月1日から12年5月1日までの期間については、申立人に係る保険料控除額を確認できる資料は無いが、申立人提出の金融機関の預金通帳から確認できる当該期間及び当該期間前後の給与振込額がほぼ同額で推移していること、並びに6年11月及び8年10月に厚生年金保険料率が改定されていること等から判断すると、6年10月は28万円、同年11月から12年4月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成6年10月1日から13年12月29日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、推定できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年6月1日から同年8月1日までの期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認することができず、このほかに、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年9月1日から同年11月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成20年3月5日に支給された賞与において、標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日から同年11月1日まで
② 平成19年7月20日
③ 平成20年3月5日

私は、平成19年2月1日から21年1月26日まで、A社で厚生年金保険に加入していたが、申立期間①については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が給与額よりも低くなっている。また、申立期間②及び③については、同社から賞与が支給されたが、社会保険事務所に当該期間に係る標準賞与額の記録が無い。

給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間について本来の標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、

厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年7月20日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から同年11月1日までの期間及び20年3月5日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成19年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において15万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書及び年金事務所保管の賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

また、申立人提出の賞与明細書によると、平成20年3月5日に支給された賞与については、当該期間に係る標準賞与額（10万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、10万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年2月1日から同年9月1日までの期間及び同年7月20日については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①のうち、平成19年2月1日から同年9月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書及び年金事務所保管の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人提出の賞与明細書によると、平成19年7月20日に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年7月1日から4年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から7年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。納得できないので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間におけるA社での標準報酬月額は、平成3年7月1日から4年10月1日までの期間は41万円と記録されていたところ、同年9月10日付けで、3年7月1日に遡って20万円に引き下げられており、当該引き下げられた記録が4年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、平成4年9月10日付けで、申立人と同様に、同僚10人についても標準報酬月額を遡って引き下げる旨の訂正処理が行われている。

さらに、複数の同僚は、「当時、会社の経営状況は悪く、給与の支払が遅延することもあった。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、同僚の一人は、「申立人はB業務担当であり、A社の経営には参画していなかった。」旨陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社

会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成3年7月1日から4年10月1日までの期間は41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月1日までの期間については、4年10月1日以降の定時決定に係る算定基礎届は、いずれも適切な時期に提出され決定されており、当該決定については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保管しておらず、社会保険事務担当者は既に退職している。」旨回答しており、申立人も、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができず、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和57年12月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年7月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は30万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月3日から58年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る上記訂正後の資格喪失日（昭和57年12月3日）及び資格取得日（昭和58年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月31日から同年12月3日まで
② 昭和57年12月3日から58年3月1日まで

私は、A社に昭和44年4月1日から60年1月10日まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が無い。

私と同じような状況の同僚が年金記録確認第三者委員会に申し立て、厚生年金保険の加入記録の訂正が認められたとのことなので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和57年12月3日付けで、申立人の資格喪失日が同年7月31日に遡って記録されるとともに、同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されて

いることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、同僚 52 人についても、申立人と同様に昭和 57 年 12 月 3 日付けで、資格喪失日が同年 5 月 31 日又は同年 7 月 31 日に遡って記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A 社で社会保険事務を担当していた同僚は、「A 社は昭和 57 年 11 月時点で数か月分の厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）と分割納付の交渉を行ったが認められず、従業員の被保険者資格が遡って喪失させられた。」旨陳述している。

加えて、A 社に係る商業登記簿の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、同僚の一人は、「申立人は B 職であった。」旨陳述していることから、申立人が社会保険事務関係の業務に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 57 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた同年 12 月 3 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における訂正前の記録から、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までは 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 30 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記の A 社で社会保険事務を担当していた同僚は、「申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」旨陳述している。

また、申立人と同じ B 職であった同僚が所持する申立期間を含む昭和 57 年 7 月から 58 年 2 月までの給与明細書から確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、毎月ほぼ同額であることから判断すると、申立人についても申立期間前及び申立期間において、給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、一定であったものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿における昭和 57 年 11 月の訂正前の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 12 月から 58 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成12年10月から13年3月までの期間は16万円、同年4月から15年3月までの期間は17万円、同年4月から17年3月までの期間は18万円、同年4月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から18年11月までの期間は22万円、同年12月から19年7月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円、19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、19年8月は22万円、同年9月から21年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から21年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月1日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年10月1日から19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年8月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成12年10月1日から19年8月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成12年10月から13年3月までの期間は16万円とし、また、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、同年4月から15年3月までの期間は17万円、同年4月から17年3月までの期間は18万円、同年4月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から18年11月までの期間は22万円、同年12月から19年7月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年8月1日から21年4月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において11万8,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が、19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年

6月までの期間は標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年8月は22万円、同年9月から21年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年12月から19年11月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から21年4月25日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月1日から21年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年12月1日から21年4月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間にお

いて、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年12月1日から19年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年12月1日から21年4月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成15年12月1日から19年12月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年12月から18年7月までの期間及び19年1月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び同僚提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年8月から同年12月までの期間については、申立人に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、当該期間の前後の給与支給額及び保険料控除額は一定の額で推移していることから判断すると、当該期間についても給与支給額及び保険料控除額は一定であったと考えるのが相当である。

以上のことから、申立人の平成18年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年12月1日から21年4月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において16万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基

礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格取得日に係る記録を昭和39年5月30日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和39年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和28年3月23日から平成6年7月31日まで、A社に継続して勤務し、昭和39年5月30日付けで同社D支店から同社C部門に異動したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年5月30日にA社D支店から同社C部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門に係る昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付済みである旨回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和44年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月25日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D支店から同社B支店に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和44年4月25日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和 64 年 1 月 1 日)及び資格取得日(平成元年 7 月 1 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月頃から 54 年 3 月頃まで
② 昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、昭和 53 年 5 月頃に A 社(現在は、B 社) C 支店に入社し、54 年 3 月末頃まで勤務していた。退職後、数年たってから当時の上司から「年金手帳を預かっている。」と連絡をもらったこともあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②は、A 社を退職後、昭和 54 年 6 月頃から元夫が設立した D 社を手伝うことになり、同社で平成 10 年 8 月に会社が倒産するまで継続して勤務していた。申立期間も、その前後の期間と同様に 20 万円ほど給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、D 社において昭和 55 年 6 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、64 年 1 月 1 日に資格を喪失後、平成元年 7 月 1 日に同社において資格を再取得しており、昭和 64 年 1 月 1 日から元年 7 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が

無い。

しかし、D社の元事業主及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、元事業主は、「申立人は、昭和 54 年 6 月頃から会社が倒産した平成 10 年 8 月頃まで勤務し、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 6 月 17 日から倒産するまで、給与から厚生年金保険料及び健康保険料を控除していた。申立人との離婚に伴い、申立人の名字を「E」から「F」に変更するため、社会保険事務所に届出を行ったが、その時の届出に誤りがあったかもしれない。申立期間の給与は、申立人がそれまで担当していた社会保険及び給与関係などを私が担当することになり、会社もうまくいっていなかったので、20 万円ぐらいに減額していたと思う。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元事業主及び申立人の陳述並びに平成元年 7 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 64 年 1 月から平成元年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、B社提出の社員名簿、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和 53 年 5 月 11 日から 54 年 2 月 28 日までA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の提出した社員名簿を見ると、申立人の「健保（年間）番号」欄は空白となっており、これについて、同社の元総務担当者及び元上司は、「厚生年金保険及び健康保険に加入させていれば、「健保（年間）番号」欄に年金番号及び健康保険整理番号が記載されている。記載が無いのは、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある者のうち、所在が判明した 14 人に照会を行ったところ、9 人から回答を得られ、このうち元総務部長及び元経理担当者は、「申立期間当時、女性社員は長続きしなかったため、必ずしも入社と同時に厚生年金保険

に加入させていなかった。」と陳述しているところ、前述の回答があった9人のうち、自身の入社日を記憶している女性の元社員2人は、記憶している入社日より約1年又は約4年後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では申立期間当時、女性社員について必ずしも採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた女性の元社員二人及び前述の回答が得られた複数の者が名前を挙げた女性の元社員一人は、A社に係る上記被保険者名簿に厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿において、申立期間①の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、退職後数年してから元上司より「年金手帳を預かっている。」と連絡があったとしているところ、元上司は、「申立人が退職後、年金のことで連絡を取ったことはない。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年9月17日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の14年9月から15年8月までの標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月12日、16年8月6日及び同年12月15日に支給された賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年8月1日は15万円、同年12月12日は4万9,000円、16年8月6日は4万5,000円、同年12月15日は4万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月17日から17年9月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月12日
④ 平成16年8月6日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年8月12日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届け出されていることが分かった。また、標準賞与額についても届け出されていないか、または、低く届け出されている。申立期間の給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成14年9月17日から15年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初30万円と記録されていたところ、14年11月25日付けで、同年9月17日に遡って16万円に引き下げられ、15年9月1日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成14年11月11日及び同年11月25日付けで、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得している26人（申立人を除く）のうち、1人を除く25人が、最大で12年7月1日に遡って標準報酬月額の引き下げが行われていることが確認できる。

さらに、滞納処分票を見ると、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年11月11日又は同年11月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について同年9月17日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年9月から15年8月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成15年9月1日から17年9月1日までの期間については、15年9月の定時決定に係る報酬月額算定基礎届は、適切な時期に提出され決定されており、当該決定については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情も見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成15年9月1日から17年9月1日までの期間について、申立人が提出した給与支給明細書を見ると、月額給与支給額は32万円から41万円までであるのに対し、厚生年金保険料控除額は15万円から18万円までの標準報酬月額に相当する保険料しか控除されておらず、オンライン記録と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、平成15年8月1日は15万円、同年12月12日は4万9,000円、16年8月6日は4万5,000円及び同年12月15

日は4万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の総務担当取締役が、標準賞与額の届け出を行っていないと陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月1日、同年12月12日、16年8月6日、同年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成17年8月12日の賞与については、オンライン記録による標準賞与額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年4月2日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月2日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、海外に駐在していた期間の一部である申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は本社に在籍し、国内で支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録によると、A社において昭和32年3月16日に厚生年金保険の資格を取得し、46年4月2日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及びB社の回答から、申立人が申立期間も継続してA社に勤務（海外に駐在）していたことが認められる。

また、B社は、「海外駐在者については、本社で資格を取得させていた。また、給与は国内と現地事業所からそれぞれ支給され、厚生年金保険料は国内で支給した給与から控除していた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46

年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪手続を行ったことが事務過誤であったとしている上、事業主から申立期間に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月21日から同年9月9日まで
年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和43年9月9日となっている。

しかし、私が保管しているA社の賃金明細を見ると、昭和43年8月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出の賃金明細から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した賃金明細において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B本社）における資格取得日に係る記録を昭和28年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月2日から同年9月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、A社に継続して勤務しており、申立期間当時は、同社C本社から同社B本社に異動しただけであり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和28年8月1日にA社C本社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B本社）における昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険台帳における申立人の被保険者資格取得日は昭和28年9月1日となっており、申立人の資格取得日を同年9月1日と届け出た。」旨回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成2年9月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは50万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から6年4月30日まで
年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社での申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年9月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは50万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、2年9月から3年9月までは2年9月1日に遡って、3年10月から4年9月までは3年10月1日に遡って、4年10月から5年9月までは4年10月1日に遡って、5年10月から6年3月までは5年10月1日に遡って、それぞれ9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社の事業主を含む数人の同僚の標準報酬月額についても、申立人と同日の平成6年4月28日付けで、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社の社会保険関係事務を行っていた事業主から、不況のあおりで平成6年5月以降の社会保険料の支払ができないので、国民健康保険に切り替えるという説明があった。」旨陳述しているところ、A社に係るオンライン記録から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「A社の経営状況は悪かった。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿の役員欄から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、同社に係るオンライン記録から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「申立人は、A社のB職として、C業務を行っていた。A社での経理及び社会保険事務担当者は事業主であり、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正には関与していなかったと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、平成2年9月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年3月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年3月から同年9月までは2万円、同年10月及び同年11月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年頃から42年頃まで
② 昭和43年頃から46年2月7日まで
③ 昭和47年10月21日から48年頃まで

年金事務所の記録では、私がA社C支店に勤務していた昭和41年頃から42年頃までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、同社と一緒に勤務し、入退社日も同じであった兄は、当該期間に厚生年金保険に加入しているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私がB社に勤務していた昭和43年頃から48年頃までの期間のうち、E業務で海外出張していたと記憶している46年2月7日から47年10月21日までの期間以外が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の兄は、昭和41年3月1日に同社C支店での厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同名簿から、申立期間に同社C支店での在籍が確認できる複数の同僚は、「申立人は、双子の兄と共にD職としてA社C支店に勤務し

ており、入退社の時期も同じだった。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、同年3月1日から同年12月21日までの期間において同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人とその兄の職種及び勤務形態は、全く同一であったので、申立人の兄だけが厚生年金保険に加入し、申立人が厚生年金保険に加入していないことはおかしいと思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和41年3月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の兄のA社C支店における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和41年3月から同年9月までは2万円、同年10月及び同年11月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C支店は、昭和58年11月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年3月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和41年3月1日から同年12月21日までを除く期間について、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することはできなかった。

申立期間②及び③について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社で在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、昭和43年頃から48年頃まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存せず、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨回答している上、上記の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、「私がB社を退職しようと思った理由の一つとして、時期は覚えていないが、同社在籍中に会社から健康保険被保険者証を返せと言われたことがあげられる。」旨陳述しているところ、申立人と同じD職であった

とする同僚は、「私は、入社後すぐに社会保険に加入したいと上司に申し入れて証書も渡したのに、半年以上も加入させてくれず、その間は国民健康保険に加入していた。」旨陳述している上、B社に係る上記被保険者名簿から、申立期間に在籍が確認できる複数の同僚は、「B社では、社会保険への加入は任意であった。」旨陳述しているほか、同社の現事業主は、「当時のD職の社員は、社会保険に加入した人が多かったと聞いている。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、責任者であったとする同僚は、「当時、D職の社員は、職場を転々とする者が多かったため、長く勤務してくれそうな者には、会社が社会保険への加入を勧めていたと思うが、個々人の加入状況は、事務担当者が記憶していない限り、分からないと思う。」旨陳述していることから、申立期間当時の事務担当者の一人だったとする同僚に照会したものの、当該同僚は、「申立人のことを含め、当時のことは何も覚えていない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、申立人は、「B社での厚生年金保険の被保険者記録がある期間は、海外出張していた期間とほぼ一致している。」旨陳述しているところ、複数の同僚は、「B社は、元請会社の要請により、海外出張の期間のみ、従業員を強制的に社会保険に加入させていた可能性がある。」旨陳述している上、B社提出の申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」には、「被保険者となった年月日：昭和46年2月7日、離職等年月日：昭和47年10月20日」の記載が確認でき、当該日付は、同社での申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日と整合（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、失業保険の離職日の翌日）している。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和41年3月1日から同年12月21日までを除く期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和41年3月1日から同年12月21日までを除く期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和57年9月は22万円、60年9月は28万円、平成12年2月は34万円、15年4月は32万円、同年8月、16年11月、17年4月及び同年6月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年7月25日は50万円、同年12月25日は35万円、16年7月23日は29万8,000円、同年12月24日、17年7月25日及び同年12月22日は30万円、18年7月25日は28万7,000円、同年12月25日は28万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から20年8月までは30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日に支給された賞与において、標準賞与額35万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月1日から平成19年6月1日まで
② 平成19年9月1日から21年5月20日まで
③ 平成15年7月25日

- ④ 平成 15 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 16 年 7 月 23 日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑦ 平成 17 年 7 月 25 日
- ⑧ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑨ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑫ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑬ 平成 20 年 7 月 25 日

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている（申立期間①及び②）上、同社の賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、標準賞与額の記録が無い（申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬）。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、15 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 23 日、同年 12 月 24 日、17 年 7 月 25 日、同年 12 月 22 日、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19 年 7 月 25 日、同年 9 月 1 日から 21 年 5 月 20 日までの期間、19 年 12 月 25 日及び 20 年 7 月 25 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれ

それぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書及び事業主提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、昭和57年9月は22万円、60年9月は28万円、平成12年2月は34万円、15年4月は32万円、同年8月、16年11月、17年4月及び同年6月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和57年4月、同年5月、同年7月、同年8月、同年10月から60年8月までの期間、同年10月から平成12年1月までの期間、同年3月から15年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から16年10月までの期間、同年12月から17年3月までの期間、同年5月及び同年7月から19年5月までの期間について、昭和57年4月及び同年7月を除く期間の給料支払明細書及び事業主提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額である上、同年4月及び同年7月についても、報酬月額を確認できる関連資料は無いものの、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該申立期間は厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和57年6月について、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、保険料控除額を確認できる関連資料は無い上、前後の期間の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から当該期間の報酬月額を推認しても、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書及び事業主提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月25日は50万円、同年12月25日は35万円、16年7月23日は29

万 8,000 円、同年 12 月 24 日、17 年 7 月 25 日及び同年 12 月 22 日は 30 万円、18 年 7 月 25 日は 28 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 28 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、厚生年金保険法を適用する申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 20 万円と記録されている。しかし、申立人提出の給料支払明細書及び事業主提出の賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 20 日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人提出の給料支払明細書及び事業主提出の賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 20 年 4 月から 21 年 3 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

他方、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び 20 年 7 月 25 日については、申立人提出の賞与支払明細書及び事業主提出の賃金台帳によると、標準賞与額 35 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成5年1月から6年2月までの期間は20万円、同年3月から同年11月までの期間は22万円、9年2月から11年3月までの期間は26万円、同年4月から12年3月までの期間は30万円、同年4月から14年3月までの期間は32万円、同年4月から15年3月までの期間は34万円、同年4月から20年2月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間に標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の20年3月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月8日から6年12月29日まで
② 平成9年2月1日から20年9月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間の給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月8日から6年12月29日までの期間及び9年2月1日から20年9月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間

については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成5年1月8日から6年12月29日までの期間及び9年2月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日（平成22年4月6日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から同年9月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成5年1月8日から6年12月29日までの期間及び9年2月1日から20年3月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、同僚提出の給料台帳及び申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年1月から6年2月までの期間は20万円、同年3月から同年9月までの期間及び同年11月は22万円、9年2月から11年3月までの期間は26万円、同年4月から12年3月までの期間は30万円、同年4月から14年3月までの期間は32万円、同年4月から15年3月までの期間は34万円、同年4月から20年2月までの期間は38万円とし、また、当該給料台帳及び給与明細書において確認できる給与支給額から、6年10月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月21日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において13万4,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の平成20年3月から同年8月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成元年9月から2年6月までの期間は41万円、同年7月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年9月までの期間は41万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年10月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から5年6月1日まで
② 平成5年6月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受け納得できないので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る記録は、当初、平成元年9月から2年6月までの期間は41万円、同年7月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年9月までの期間は41万円と記録されていたが、5年2月5日に、元年9月1日に遡及して8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、同僚4人の標準報酬月額についても、申立人と同日の平成5年2月5日に、遡及して減額処理されていることがオンライン記録により確認できる。さらに、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員であつ

た記録は無いほか、同僚の一人は、「申立人は、B業務担当であり、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

加えて、上記の同僚は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪かった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成5年2月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由が無いことから、元年9月から4年9月までの標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、元年9月から2年6月までの期間は41万円、同年7月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年9月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年10月から5年5月までの標準報酬月額は8万円と記録されているところ、当該期間における標準報酬月額の定時決定に係る記録は、上記の遡及訂正処理が行われた日より後の同年9月3日に処理が行われていることから、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとはいえない。また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、このほかに、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨（以下「全喪」という。）の記録は、平成7年12月8日に、5年6月1日に遡って処理が行われているところ、申立人の資格喪失日に係る記録についても、当該全喪の処理が行われた日と同日の7年12月8日に、5年6月1日に遡って処理が行われている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年12月8日付けで行われた資格喪失処理は事実即したものとは考え難く、申立人の資格喪失日について、5年6月1日に遡及して処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該資格喪失処理は有効なものであったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録において勤務が確認できる同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 10437

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給料支払明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店でC職として勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書、申立人提出の給与明細書及び辞令、雇用保険の記録等から、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し(昭和48年4月21日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社B支店における昭和48年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月6日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本店から同社B事業所に転勤した時期であり、当該期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の転勤辞令及びA社の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し（昭和31年9月6日にA社本店から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和31年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が申立期間も継続して勤務しており、保険料も控除していたことから、当該保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 8 日に支給された賞与において、その主張する 85 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における申立期間の標準賞与額に係る記録を 85 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

平成 18 年 12 月 8 日に支給された賞与に係る標準賞与額が、事務過誤により実際に受け取っていた賞与支給額より低くなっていることが判明した。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社保管の賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 12 月 8 日に支給された賞与において、85 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」において、事務過誤により賞与額を 82 万 5,000 円として届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別添①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の賃金台帳により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、《標準賞与額》(別添①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を事務過誤により社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10441	男		昭和40年生		88万円
10442	男		昭和49年生		67万5,000円
10443	女		昭和45年生		106万5,000円
10444	女		昭和52年生		68万3,000円
10445	女		昭和51年生		64万7,000円
10446	男		昭和36年生		135万円
10447	女		昭和49年生		69万円
10448	男		昭和49年生		75万1,000円
10449	女		昭和52年生		59万2,000円
10450	男		昭和54年生		56万3,000円
10451	男		昭和37年生		82万5,000円
10452	男		昭和49年生		7万円
10453	男		昭和59年生		2万円
10454	女		昭和45年生		2万円
10455	男		昭和46年生		112万1,000円
10456	男		昭和48年生		79万1,000円
10457	男		昭和44年生		81万3,000円
10458	男		昭和53年生		56万3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添②一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月14日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与について記録の無いことが分かった。当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与支給控除一覧表を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表の保険料控除額から、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る賞与支払届の社会保険事務所（当時）への提出を失念し、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10459	男		昭和44年生		43万9,000円
10460	男		昭和35年生		51万4,000円
10461	女		昭和37年生		8万円
10462	女		昭和56年生		27万9,000円
10463	男		昭和48年生		32万4,000円
10464	女		昭和38年生		18万円
10465	女		昭和55年生		31万円
10466	女		昭和55年生		29万円
10467	女		昭和45年生		5万円
10468	女		昭和51年生		29万7,000円
10469	女		昭和50年生		31万3,000円
10470	女		昭和58年生		26万9,000円
10471	男		昭和39年生		5万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間及び同年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私は、会社を退職してしばらくした後の昭和61年3月頃、国民健康保険に入る必要があったので、A市役所に行き、国民健康保険課の窓口で国民年金も併せて入る必要がある旨の説明を受けたため、同市役所の年金課で国民年金の加入手続も同時に行った。

その際それまで未納になっていた国民年金保険料が遡って納付できることを教えてもらい、その場で過年度納付書の発行を受け、同窓口で一括して過年度納付した。それなのに申立期間①が未納とされているのは納得できない。

その後、自身で事業を興し、法人化する前までの昭和63年3月までの国民年金被保険者期間については、住民税及び国民健康保険料の納付と同様に、年度ごとの一括納付で納付書が送付されるたびに国民年金保険料をA市内の金融機関で納付していたはずなので、申立期間②が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和61年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料を同市役所の年金課窓口で過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号を払い出されている被保険者の資格取得日から昭和62年8月ないし同年9月であることがオンライン記録から推定でき、申立内容と符合し

ない。この場合、当該手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、60年6月以前の期間の保険料を時効により、制度上納付できない。

また、A市役所の年金課の窓口では、過年度保険料の収納を取り扱っておらず、申立内容と符合しない。

申立期間②について、申立人はA市内の金融機関で一括で現年度納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は上述のとおり、昭和62年8月ないし同年9月であることが推定できることから、申立期間に係る現年度納付書が発行されたとは考え難く、制度上、現年度納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、昭和60年7月から62年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は申立期間の保険料額、納付書の枚数などの記憶はない上、当時の領収書、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、国民年金の加入手続について覚えがなく、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行った記憶もないが、当時私がまだ若かったので、A市役所がそのような取扱いをしてくれていたのかもしれない。

私がB市にある知人のアパートに知人と一緒に住んでいた昭和50年11月から51年11月までの頃、私は同市役所で国民年金の転入手続を行っていなかったが、A市にある実家に同市役所から追納勧奨のはがきが、3か月に1回ぐらい届いていた。

実家には母が住んでおり、母ははがきが届くたびに私に電話をくれ、私はその都度国民年金保険料を納付しておいてくれるように頼んだ。実家の裏にA市役所があったので、母は電話の後すぐ同市役所に行き保険料を納付してくれていたと思う。

母からの電話で聞いた国民年金保険料の額は3か月で1,500円ぐらいだったようにも思うが、金額の記憶は定かではない。

私は、母に申立期間の国民年金保険料を追納してもらっていたと思うので、申立期間が申請免除のままになっており、追納を行った記録とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付免除承認後7年程度経過した昭和50年11月から51年11月までのB市に住んでいた頃に、A市役所から追納勧奨があり、納付免除を承認されていた申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親がA市役所で納付したと申し立てている。

しかし、C年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）が個

別に追納勧奨を行っていたか不明であるが、もし追納勧奨を行っていたとしても、勧奨状の作成は手作業であったので、3か月に1回勧奨状を送付することはできなかったと考えられる。」と説明している上、A市も「当時、当市が追納勧奨を行ったかどうかは不明であるが、追納は過年度保険料の納付となるので市役所では納付できない。」と説明しており、申立内容に不自然さがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付を担当していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から14年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から14年11月まで

私は、60歳まで国民年金保険料を納付し終えた頃、自身の年金受給額を調べるため、A市役所に出向いた。その際、A市役所職員から、「あなたは、60歳でまだ若い。65歳まで国民年金保険料を納付すれば、年金受給額が増える。」と助言があったため、同市役所窓口で高齢任意加入の手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料について、毎月、A市役所窓口で納付していた。

私は、65歳まで国民年金保険料を納付し終えた頃、自身の年金受給額を調べるため、A市役所に出向いた。その際、A市役所職員から、「国民年金納付月数『388月』と全額免除月数『24月』がある。」と言われ、申立期間の保険料は納付済みと思っていた。

私は、職員が言った国民年金の納付済月数「388月」と全額免除月数「24月」をメモに書き残した。

年金問題が発覚して、自分の年金についても心配になり、私は、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、1年たった頃に、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間について、私は、高齢任意加入の手続を行い、間違いなく国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月頃にA市役所で国民年金の高齢任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るA市の国民年金納付記録を見ると、申立人は、60歳

に到達し国民年金被保険者資格を喪失した以降、高齢任意加入した記録が見当たらない。このことは、申立人に係るオンライン記録（受給者原簿記録）に高齢任意加入手続を行った記録が無いことと符合する。この場合、申立期間は年金未加入期間となることから、申立人は、同期間の国民年金保険料を制度上納付することはできない。

また、申立人が 65 歳に到達し、通算老齢基礎年金を満額受給するために必要となる国民年金保険料の納付済月数は 432 月（36 年）であるところ、申立人は、同年 12 月に A 市役所で自身の納付記録を確認した際に 590 月（厚生年金保険被保険者期間 178 月、国民年金保険料納付済期間 388 月及び国民年金保険料免除期間 24 月の合計）の納付済月数を示されたと陳述しており、不自然である。

さらに、申立人の場合、老齢基礎年金に通算される昭和 36 年 4 月以降の厚生年金保険被保険者期間は 82 月であり、申立人の陳述と相違している。

加えて、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、基礎年金番号に統合されない記録が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5530 (事案 4148 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月まで

前回の審議では、「当時の納付について自身が関与しておらず、両親が納付したことを示す具体的な話が聞けなかった。」ことが認められない要因であるとの説明を受けたが、未納にされてしまった経緯については詳しい説明ができるのでこの理由には納得できない。

私が平成 6 年及び 20 年に A 市役所年金課を訪れた際、担当職員から「満額受給できる。」との説明を受けているので、未納があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号を払出された国民年金被保険者の資格取得日から、昭和 41 年 1 月以降に払い出されたものと推定でき、申立内容と符合しない。また、手帳記号番号の払出時点において、申立人は申立期間のうち少なくとも 39 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については現年度納付できないこととなり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市町村において納付できない。ii) 申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。iii) 申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその両親は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上述の通知内容に納得できないとして、A市年金課の職員から「満額受給できる。」との説明を受けたことを根拠に、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする従来からの主張を繰り返すのみであり、納付をうかがわせる新たな資料の提出がない。

なお、A市年金課が、平成6年及び20年に申立人に対し「満額受給できる。」と説明したとする事実を確認することはできず、また、B社会保険事務所(当時)が21年6月に「申立人の年金記録を納付済みから未納に書き換えた。」ことを認めたとする事実も確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、17年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月
② 平成17年8月から同年10月まで

平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料について、母がA市役所で免除申請を行った。免除の手続を行った申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、私は雇用保険の失業手当を受給するために3か月だけ夫の扶養から外れたので、B市役所で国民年金の加入手続を行った。平成17年8月又は同年9月に、同市役所窓口で言われたとおり、申立期間②の国民年金保険料4万円近くを同市役所の窓口又は庁舎内のATMで納付したと思う。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間①を含む平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料の免除申請手続を行い、申立期間②については、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の免除に関する記録について、オンライン記録を見ると、平成8年8月12日に免除申請を行い、前月の同年7月から9年3月までの国民年金保険料を免除されていることが確認できることから、申請免除は申請を行った月の前月までしか遡ることはできなかったことから、申立期間①の保険料については、申請免除ができなかったものと考えられる。

また、当時同居していた申立人の兄については、平成8年8月に申立人と同日付けで国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、6年10月から申立期間①である8年6月までの国民年金保険料については未納の記録である上、申立人と同様に同年8月12日に免除申請を行い、前月の同年7月からの保険料を免除されていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人の国民年金の資格について、オンライン記録を見ると、平成16年11月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得した後、17年8月16日に資格を喪失し、同年11月14日に資格を再取得していることが確認できるところ、これらの記録が入力された時期を確認すると、16年11月1日の資格の取得については17年1月に、同年8月16日の資格の喪失及び同年11月14日の資格の再取得については18年10月に記録が入力されていることが分かり、申立期間②当時、社会保険事務所（当時）は申立人が第3号被保険者であると把握していたと推測されることから、申立期間②に係る現年度納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、第3号被保険者資格を喪失したことが入力された平成18年10月以降も、オンライン記録には、申立期間②について、国民年金の加入手続を行った形跡が見当たらないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、申立期間②に係る過年度納付書が発行されたとは考え難い上、オンライン記録に過年度納付書が発行された事跡も見当たらない。

このほか、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が図られ、収納記録が欠落することは考え難い。

その上、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間及び47年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和47年1月から50年9月まで

私は、昭和47年2月に婚姻手続をするために、A市B区役所へ行ったところ、窓口で国民年金に加入して国民年金保険料を納めるように勧められた。手続は区役所の近くの社会保険事務所(当時)(違う名称だったかもしれない)に行くように言われた。

加入手続の時、窓口で遡って国民年金保険料を納めるように言われたので、申立期間①の期間であったと思うが、1万円から2万円までの保険料を納付したことを記憶している。それが元妻と私の二人分の保険料だったのか、それとも自身だけの保険料だったのかは定かでない。もう少し遡ったら20歳からの保険料を納められると言われたが、金銭的にそれ以上納付できなかったことを覚えている。私は遡った保険料を、現金を手渡して確実に納付した。

申立期間②の国民年金保険料は、元妻に任せていたので分からないが納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月に婚姻届のためA市B区役所へ行った際、国民年金の加入を勧められ、夫婦の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料として1万円から2万円までを納付し、申立期間②については、申立人の元妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和 53 年 9 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格の取得記録から、申立人は同年 11 月頃に加入手続を行ったものと推定でき、47 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。また、53 年 11 月の加入手続時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により制度上、納付することはできない。

さらに、申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 2 月に国民年金の加入手続を行った際、国民年金手帳の交付を受けた記憶はないが、現金で国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、申立期間①当時、A 市では国民年金手帳による印紙検認方式により保険料を収納していたことから、加入手続を行ったとする時点において、現年度納付の対象となる申立期間①の保険料を国民年金手帳の交付を受けずに納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料は申立人の元妻が納付していたと申し立てているところ、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の元妻の国民年金の加入状況について調査すると、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立人及びその元妻が申立期間②の保険料を納付していたことはうかがえない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年6月まで

私は、昭和55年10月から62年10月末まで、厚生年金保険に加入していない会社で勤務した。

昭和63年6月頃、私がA市役所又は同市役所支所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の女性から「以前勤務していた会社は、有限会社なので厚生年金保険に加入する義務があり、退職した後から国民年金に加入しましょう。」と言われたので、遡って62年11月から国民年金に加入した。

加入手続後、窓口の女性に遡って加入した期間である8か月分の国民年金保険料を現金で納付した。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月頃、国民年金の加入手続を行い、その際、遡って62年11月から加入し、申立期間の国民年金保険料をA市役所又は同市役所支所の窓口にて現金で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期を調査すると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格の取得記録から、平成元年4月頃にA市で加入手続を行っていることが推定でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際、A市役所又は同市役所支所の窓口で、国民年金保険料をまとめて納付したと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、平成元年4月から同年6月までの保険料が同年7月13日に一括で現年度納付されていることが確認できる。しかし、加入手続及び一括納付した時点において、申立期間の保険料は過年度納付となるが、過年度保険料は市役所の窓口で納付することはできず、過年度納付書によって社会保険事

務所（当時）又は金融機関で納付することとなるため、A市役所又は同市役所支所の窓口で保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、申立期間に続く昭和63年7月から平成元年3月までの保険料を2年10月19日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は加入手続の際には、保険料を遡って納付していなかったことがうかがえる上、過年度納付を行った同年10月時点において、申立期間の保険料は、時効により制度上納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月から同年7月まで
私は、会社を退職後の昭和59年3月頃、雇用保険の手続きを行い、同時にA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行った。
国民年金保険料は、口座振替で納付したはずである。
申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和59年3月頃、雇用保険の手続きを行い、同時にA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、国民年金の保険料は、口座振替で納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期について調査すると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録から、平成元年6月頃にA市で加入手続きを行っていることが推定でき、昭和59年3月頃に加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格について、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和53年4月1日に資格を取得、57年5月4日に資格を喪失及び平成元年6月1日に資格を取得とする記録の処理が加入手続きを行ったとみられる同年6月12日に行われていることから、申立期間は国民年金の被保険者期間として把握されていないことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月に結婚して間もなく A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

当初は自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、納付書で納付するようになり、さらに、口座振替で納付するようになった。このような納付方法の変遷は覚えているが、その時期は覚えていない。申立期間は夫婦二人分の保険料を納付した。夫の保険料のみを納付することはあり得ない。

申立期間の夫の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月に夫婦で国民年金の加入手続を行い、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 10 月に連番で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合している。

しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和 53 年度から 56 年度までの摘要欄に毎年度、国民年金保険料の納付を催告したことを示すスタンプが押されているが、申立人の夫の特殊台帳にはこれらの記録は無く、53 年度の保険料を前納したことを示すスタンプが押されているなど、夫

婦の納付状況が異なることが確認でき、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、申立期間の保険料の納付方法、納付金額及び納付頻度について記憶が定かでないとして陳述している。

さらに、申立期間は3回で合計33か月（2年9か月）であり、行政側がこれだけの期間にわたり事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年4月までの期間、同年12月、平成4年1月、5年1月から同年3月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年11月から6年5月までの期間、11年5月及び同年6月、同年10月から12年4月までの期間、15年1月、17年12月、18年2月から同年10月までの期間、19年7月から同年9月までの期間、20年11月から21年6月までの期間、22年1月から同年3月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から62年4月まで
② 昭和62年12月
③ 平成4年1月
④ 平成5年1月から同年3月まで
⑤ 平成5年4月から同年6月まで
⑥ 平成5年11月から6年5月まで
⑦ 平成11年5月及び同年6月
⑧ 平成11年10月から12年4月まで
⑨ 平成15年1月
⑩ 平成17年12月
⑪ 平成18年2月から同年10月まで
⑫ 平成19年7月から同年9月まで
⑬ 平成20年11月から21年6月まで
⑭ 平成22年1月から同年3月まで
⑮ 平成22年6月から同年8月まで

私は、会社を退職した平成4年12月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、B区役所、C市役所等で国民年金保険料を納付した。

納付した国民年金保険料は、1万2,000円から1万4,000円までぐらいだったのを記憶している。申立期間は、全て保険料を納付しているはずなので、

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の払出し状況から平成5年1月22日頃に払い出されており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した4年12月16日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者期間は、申立期間④、⑨及び⑬の3期間のみであり、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑭及び⑮は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録を見ると、申立人に係る勸奨の記録が確認できる平成12年1月以降申立期間⑦から⑮までの期間に、「第1号・第3号被保険者取得勸奨」又は、「未加入期間国年適用勸奨」がなされており、そのうちの申立期間⑨は15年9月11日に、申立期間⑬は21年7月7日に、いずれも厚生年金保険の加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失した処理が確認できるものの、申立期間⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑭及び⑮に同資格の得喪記録は見当たらないことから、申立人は、これらの期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったことが推認できる。

さらに、申立人が申立内容のとおり、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑭及び⑮の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳を見ると、平成4年度の検認記録欄に、「1か月定額」の記載が確認できることから、申立人は、平成4年度のうちの1か月分のみ国民年金保険料を納付しており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録を見ると、平成6年7月6日に納付書が発行されていることが確認できるところ、当該納付書の発行日より前に国民年金被保険者期間における未納期間は申立期間④のみであることから、当該納付書は申立期間④の未納に係る納付書であることが推認できる。

申立期間⑨について、オンライン記録を見ると、平成15年3月25日に、申立人に対して「第1号・第3号被保険者取得勸奨」が行われた後、申立人は同年3月31日に免除申請を行い、同年6月23日に半額免除の決定がなされた後、同年7月11日に同年2月から同年6月までの半額保険料を納付していることが確認できるところ、申請免除の対象期間は、免除申請を行った日の属する月の前月以降であり、免除対象期間に係る納付書は、半額免除等の決定と同時に発行されるものの、申立期間⑨は申請免除の対象期間外となることから、

当該期間の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間⑨に納付書が発行された事跡は無く、申立期間⑨の国民年金保険料を納付するためには、申立人自ら納付書の発行を請求する必要があるところ、申立人は、社会保険事務所（当時）に対して納付書の発行を請求したことはないと陳述している。

申立期間⑬について、オンライン記録を見ると、平成 21 年 6 月 22 日に納付書が発行されていることが確認できるところ、当該納付書の発行日より前に、時効にかからず納付が可能な国民年金未納期間は申立期間⑬のみであることから、当該納付書は申立期間⑬の未納に係る納付書であることが推認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成 20 年度に 5 か月分 7 万 2,050 円、平成 21 年度に 3 か月分 4 万 3,980 円の国民年金保険料の未納があることが確認できるところ、当該未納金額は、申立期間⑬の保険料額と一致しており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立期間は延べ 15 期間、8 年 8 か月に及び、これだけの長期間にわたって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとしても、その納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみで、保険料の納付状況について、申立人から具体的な陳述を得ることができなかつた上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から47年3月まで

結婚をした昭和41年の秋頃に、A市B区役所の女性職員が自宅を訪れ、国民年金への加入を勧められたので、夫婦そろって手続をしてもらったはずである。

その日、女性職員から国民年金保険料について、遡ってまとめて納めるように言われたので、数日後、夫の銀行口座から生活費と一緒に出金したお金を、その女性職員に渡した。金額は覚えていないが、印紙を受け取ったような記憶がある。その後も昭和47年3月にC市に転居するまでの間、その女性職員が数回自宅を訪れた記憶があるので、保険料を納付していたはずである。

C市に移ってから、しばらくは国民年金保険料を納付していないと思うが、申立期間については納付したはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の集金人に渡したとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和47年10月7日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、38年8月から44年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、45年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできない。

また、申立期間後の転居先であるC市保存の申立人に係る国民年金被保険者

名簿を見ても、昭和 38 年 8 月 10 日付けで国民年金被保険者資格を取得したことは記録されているものの、検認記録欄に申立期間の国民年金保険料の納付は記録されていない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、昭和 47 年 10 月 9 日に C 市で発行されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号の払出時期と符合する上、申立人は、当該手帳以外に手帳の交付を受けたことはないとしている。

加えて、特殊台帳を見ても、C 市の住所が記録されているのみであり、申立人主張の A 市 B 区での国民年金の加入手続等をうかがわせる事跡は認められない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5538 (事案 2041 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの期間及び61年6月から平成7年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年3月まで
② 昭和61年6月から平成7年7月まで

申立期間①の国民年金保険料が未納とされているが、同居していた父親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月から保険料の納付を始めているにもかかわらず、途中で資格喪失の手続を行って納付を中断したとは考えられない。

申立期間②の国民年金保険料は、私が市役所の窓口で納付していたはずであり、未納とされていることは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、回答後に、年金事務所に相談したところ、新たな資料が無いと再申立てを行うことはできないと言われた。

そこで、何か資料になるものはないかと探したところ、国民年金保険料、料理飲食等消費税及び特別地方消費税の各領収書が見つかったので、これを新たな資料として提出するので、これを基に再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和37年1月26日に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 国民年金に任意加入している場合、申立人から喪失手続がなされない限り、資格を喪失することはないため、当時、何らかの事情で申立人の父親が国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったものとするのが自然であること、iii) 申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の父親は

既に他界していることから、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、平成16年8月に7年から9年にかけて3つの期間の法定免除手続を遡って行っており、この手続によって、昭和61年6月まで遡って国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該期間は、当時、国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人の元妻の納付記録を見ると、当該期間のうち、婚姻期間中の同年6月から63年2月までの保険料は未納とされていること、iii) 申立人保有の平成7年度の市・県民税課税証明書の社会保険料控除欄に記載されている金額は国民健康保険料とほぼ同額であり、この証明書によって国民年金保険料の納付事実を確認することはできなかったこと、iv) 申立人の年金手帳を見ると、生年月日が訂正されたことが確認できることから、誤った生年月日を含めて氏名の別読み検索等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料、60年6月から平成元年3月までの料理飲食等消費税及び同年4月から3年3月までの特別地方消費税に係る領収証書を新たな資料として提出している。

しかし、このうち、国民年金保険料に係る領収書については、申立期間以外の納付済期間とされている期間に係るものであり、一方、料理飲食等消費税及び特別地方消費税については、いずれも飲食店などにおける飲食及び遊興に対して課せられる地方税であり、保険料納付とは全く関係が無く、これらの資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべきものとは認め難い。

以上のことから、申立人提出の資料からは、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を示す内容は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 21 日まで
ねんきん定期便により、A社B支店（現在は、A社C部門）に勤務した期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。標準報酬月額が相違しているのは、社会保険事務所（当時）が記録を改ざんしたか、同社が過少申告したものと思われる。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与支給額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等は所持していないが、A社B支店において自分は非常に昇進が早く、同期の者と比べて1.5倍ないし2倍ぐらいの給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額は現在の記録ほど低額なはずはないと申し立てている。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同支店で被保険者資格を取得した日と同日に資格を取得している元従業員3人と申立人の標準報酬月額を比較すると、ほぼ同額で推移していることが確認できる上、そのうちの1人は、「申立人と昇進は同じぐらいだったと記憶しているので、標準報酬月額もほぼ同額と思われる。」と陳述している。

また、申立人が同じ役職だったと記憶している元同僚の標準報酬月額をオンライン記録で見ても、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できる。

さらに、E厚生年金基金保管の申立人に係る加入員台帳を見ると、申立期間のうち、同基金設立日である昭和45年10月1日から申立期間の終期である53年6月21日までの期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

一方、申立人は、「標準報酬月額が相違しているのは、社会保険事務所が記

録を改ざんしたか、A社が過少申告したものと思われる。」としている。

しかし、前述の元従業員のうち一人は、「自身の標準報酬月額が記録と一致しており、A社が標準報酬月額について虚偽の届出を行ったとは思えない。」と陳述している。

また、A社C部門及びD健康保険組合は、申立期間当時の資料等は保存期間経過のため無いとしており、申立人の給与額及び保険料控除額等を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月28日から26年12月3日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和25年4月にB社（現在は、C社）D支店に入社し、同社D支店がA社となった後も26年12月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、C社もA社に係る申立期間当時の関連資料を保管していないとしているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会し、12人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和25年9月28日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返されたことを表す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 2 月 8 日から同年 8 月 7 日まで
② 平成 2 年 9 月 6 日から 3 年 3 月 5 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社B支店に勤務し、同社から健康保険被保険者証も受け取っていた。雇用保険の記録からも、申立期間に勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社保管の季節従業員入社申込書及び採用インプット伝票から、申立人が申立期間①及び②にA社B支店で契約期間6か月の季節従業員として勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①及び②に係る各採用インプット伝票を見ると、「雇用保険加入区分」欄及びC健康保険組合に係る「健康保険加入区分」欄には、いずれも「加入」と記録されている一方で、「厚生年金加入区分」欄には「非加入」と記録されていることが確認できる上、A社は、「申立期間①及び②については、本人の希望により申立人を厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除しなかった。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にA社B支店で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会したところ、自身も6か月の有期契約を繰り返す季節従業員であったとする元従業員の一人は、「私が平成元年にA社B支店に就職した時は、希望すれば健康保険にのみ加入し、厚生年金保険には加入しないことができた。3年又は4年頃に、規定が変わったので今後は全員が厚生年金保険にも加入しなければならないという説明を会社から

受けた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A事業所又はB事業所という事業所に勤務し、C業務を担当していた。申立期間②は、D社に勤務し、E職をしていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A事業所又はB事業所という事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所又はB事業所は、オンライン記録において、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、両事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚一人の名字を記憶しているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②については、D社の取引先事業所の元従業員の陳述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、商業登記の記録によると、D社は昭和 49 年に解散しており、申立期間当時の事業主を含む役員及び申立人が名前を記憶している同僚はいずれも

連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、F社から転職してきた同僚で、G職として2年ないし3年勤務したとする者の名前を記憶しているところ、オンライン記録を見ると、同人は、F社で資格を喪失した昭和40年4月26日から別の事業所で資格を取得する43年7月5日までの約3年2か月間、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月頃から同年7月6日まで
② 昭和26年8月5日から27年3月頃まで
③ 昭和28年2月頃から30年10月頃まで

申立期間①及び②は、昭和26年3月頃にA社に入社し、27年3月頃まで勤務したが、年金事務所の記録では、同社における資格取得日が26年7月6日(申立期間①)、資格喪失日が同年8月5日となっている(申立期間②)。

申立期間③は、私の兄がB市に住居兼事業所を用意し、兄の友人を事業主として設立したC事業所で勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間がそれぞれ厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和26年3月頃にA社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和26年7月6日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人と同じ昭和26年7月6日にA社で被保険者資格を取得している同僚は、「私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる少し前から勤務していたが、自身の資格取得日も昭和26年7月6日となっている。また、厚生年金保険に加入する前に給与から保険料を控除されたことはなかったと思う。」旨回答している。

さらに、A社は、昭和29年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であるため、申立期間の保険料控除について事情照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 27 年 3 月頃まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 26 年 8 月 5 日となっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、「申立期間当時、申立人は A 社本社で勤務しており、同職種（D 職）の同僚と同時期に退職したと記憶している。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同職種の同僚であったとされる者の被保険者資格の喪失日は、申立人と同じ昭和 26 年 8 月 5 日であることが確認でき、上記同僚の陳述内容と符合している。

また、A 社は、昭和 29 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、B 市に所在した C 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が当時、勤務していたと申し立てている C 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立人が C 事業所において一緒に勤務していたとする申立人の兄も申立期間中の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、上記申立人の兄は、既に亡くなっているほか、申立人が C 事業所の事業主であったと主張する者についても、その所在は不明であり、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会することはできず、確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月から 33 年 1 月まで
② 昭和 41 年 11 月から 43 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社(現在は、C社)で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの会社で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職したとする昭和 33 年 1 月より後の 34 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるが、厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から保険料を控除することはない。」としている。

さらに、A社が適用事業所となった時に被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「私は昭和 32 年に入社したが、入社後しばらくしてから健康保険被保険者証をもらい、給与からの保険料控除はその時から始まった。」と陳述している。

申立期間②については、元従業員二人の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、申立期間当時の資料を保存していないとしているため、同社から申立人に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができな

い。

また、B社の申立期間当時の総務・経理担当者は、申立人を覚えているとしているものの、「当時は入社後3か月間の試用期間を設けており、その後に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に併せて加入させていた。申立人の加入記録が無いということは、試用期間を終えることなく退社したからと考えられる。また、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することはない。」旨陳述しているところ、申立人自身も、「B社の勤務期間は申立期間より短かったと思う。」としており、さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、前述の元同僚二人は、いずれも自身が入社したとする日の2か月ないし3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月27日から39年3月1日まで
私は、昭和36年2月27日から40年9月10日までA社で勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月1日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間においては、会社の経営状態が不安定であったため、厚生年金保険には加入しておらず、従業員の給与から保険料は控除していなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人を記憶し、申立人と同じ昭和39年3月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和36年又は37年に入社したが、39年の3月頃に社長から厚生年金保険に加入するかどうかを聞かれて加入した。それまでは、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務したうちの申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和 36 年又は 37 年の夏に手術を受けた際に健康保険被保険者証を使って受診した記憶があり、申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び唯一の同僚の陳述から判断すると、申立人は昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 30 日までA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B事業所を含むA社に所属する社員全員が厚生年金保険の被保険者として一括して適用を受けている同社人事部厚生課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している 24 人に照会したところ、回答のあった 14 人のうち、唯一申立人を記憶している上述の同僚は、「私は、当時、A社を退職した 70 歳ぐらいの男性と申立人の 3 人で、B事業所に住み込みながら同事業所を利用する社員の世話をする仕事をしてきた。私自身は、同事業所に昭和 38 年 3 月頃から 2 年ぐらい勤務した記憶がある。」と陳述しているものの、当該同僚は昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、当該業務に従事する従業員を必ずしも採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。なお、男性職員については特定することができなかった。

また、A社のグループ会社であり、同社の社会保険関係の業務を担当して

いるC社が保管し、昭和24年頃からの被保険者が記録されているとする厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は39年3月1日に被保険者資格を取得し、40年12月31日に同資格を喪失していることが確認でき、A社人事部厚生課に係る上記被保険者名簿に記録されている被保険者期間と一致していることが確認できるところ、同社は、「当該名簿以外に申立期間当時の資料は無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から25年1月31日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年1月26日から49年4月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年12月1日から25年1月31日まで
③ 昭和48年1月26日から49年4月16日まで

社会保険事務所(当時)からA社の厚生年金保険の加入確認の連絡があり、確認したところ、記憶している同社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②について、同社に勤務したのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、B社に勤務した申立期間③の標準報酬月額については、昭和48年9月までは10万4,000円、同年10月からは11万8,000円になっているとの回答であった。当時は、最初の月に14万円、2か月目からは19万円の給与であったので、正しい記録に直してほしい。なお、給与は固定給であった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に被保険者資格を取得した者は、申立人を含み39人いることが確認できるところ、34人の所在は判明せず、申立人を除

き所在が判明した4人に照会したところ、2人から回答を得たが、いずれも申立人の記憶はなく、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができなかった。また、そのうちの1人は、自身が記憶している入社時期の2年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和25年3月*日に解散しており、元事業主は既に死亡している上、役員は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人がC高校に在学していたときの同窓生であったとして名前を挙げた3人は、申立人が申立期間に勤務した事業所に関する記憶はないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、B社に入社した時点は月額14万円、2か月目からは19万円の給与を得ていたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から30人を抽出し、所在の判明した28人に照会したところ、回答があった20人中7人は、申立人と同様に固定給であったとしており、いずれも自身の標準報酬月額は、記憶している給与と同じぐらいであると陳述している。

また、申立人が前任の総務課長であったとしている者及び申立人の陳述等でD業務以外の部門の役職者（E職以上）であったとしている者の合計6人について、B社に係る上記被保険者名簿により申立期間の標準報酬月額の推移を見ると、申立人が被保険者資格を取得した時点（昭和48年1月26日）において、申立人の標準報酬月額は10万4,000円であるのに対し前任の総務課長が9万8,000円であること、及び昭和48年10月1日の定時決定時点において、申立人の標準報酬月額（11万8,000円）を上回る者がいないことが確認できる。

さらに、複数の元従業員は、「申立期間当時のB社における社会保険事務は、社会保険労務士事務所に依頼していたので、保険料計算に間違いはなかったと思う。」と陳述している。

加えて、前述のB社に係る被保険者名簿には、申立人の申立期間における標準報酬月額が不自然に訂正された事跡は見当たらない。

また、B社は昭和53年4月*日に破産しており、元事業主は、申立期間当時の貸金台帳等の資料を保管していない上、管財人の名前も記憶していない旨陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除額等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 30 日から 9 年 7 月 17 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における資格喪失日が平成 7 年 11 月 30 日であるとの回答を得た。
私はA社の代表取締役であり、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 7 月 17 日まで勤務しており、また、私の資格喪失日(平成 7 年 11 月 30 日)の処理も社会保険事務所の記録では同年 11 月に遡及して行われている不自然な記録であることが判明した。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容から、申立人が申立期間も継続してA社で勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 7 月 17 日より後の同年 11 月 20 日付けで、7 年 11 月 30 日に遡及して申立人の被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、当時の他の取締役及び従業員についても、申立人と同様に、上記の処理日又は上記処理日以降に、遡及による資格喪失処理及び標準報酬月額減額訂正処理が行われており、申立人の場合とほぼ同時期に行われたこれらの遡及処理は、会社の業務として行われたものであると認められる。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記の資格喪失処理日の時点において、同社代表取締役であったことが確認でき、同社の全ての業務執行責任を負う立場にあったことが確認できる。

他方、申立人は、「資格喪失手続に使用された事業主印は、債権者の管理下にあったことから、事業主である自身が使用できる状況にはなく、自身は、遡

及訂正手続には非関与であった。」旨陳述しているが、当該債権者は既に死亡しているため事情照会をすることができない。

そこで、申立人が、「自身が、事業主印を使用できる状況でなかったことを知っている者が二人いる。」としていることから、当該二人を含む関係者に事情照会を行ったところ、「期間は不明であるが、A社の事業主印が債権者の管理下に置かれていたことはある。しかし、債権者が同社の事業主印を管理するようになったのは、同社の資金を管理するためであり、申立人の資格喪失届を勝手に社会保険事務所に提出するようなことはない。被保険者資格の得喪等に係る手続において、届出書は事業主である申立人自身が用意し、債権者に所定の箇所に事業主印を押してもらっていたと思う。」旨の陳述しか得られなかった上、その他の関係者からも、申立人が資格得喪手続に非関与であったとする陳述は得られなかったことから、申立人が代表取締役でありながら、会社の業務として行われた自身に関する遡及による資格喪失処理及びこれとほぼ同時期に行われた上記の遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

また、管轄年金事務所提出の平成12年度及び13年度保険料等徴収計画(修正)にA社の事業所名が記載されていることなどから、同社は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの被保険者資格の喪失日に係る処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月頃から 47 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 46 年 1 月頃から 47 年 3 月末まで A 社に勤務していたが、年金事務所の記録では、同社での厚生年金保険加入期間は、同年 1 月 10 日から同年 3 月 29 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社提出の申立人に係る採用通知から、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 8 日以降において同社に B 職として勤務していたことが認められる。

しかし、A 社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の被保険者資格取得年月日は、オンライン記録どおりの昭和 47 年 1 月 10 日であることが確認できる上、同社は、「当時の賃金台帳等が残存せず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、A 社の申立期間当時の事業主は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが遅れたことの原因は不明だが、A 社では、厚生年金保険に未加入の B 職の給与から保険料を控除するようなことはないと思う。」旨陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社での在籍が確認できる同僚は、「申立期間当時の A 社では、就職と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったと思う。私自身及び当時の同僚一人の被保険者資格の取得日も、同社に就職した日と相違している。」旨回答している。

加えて、A 社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整

理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から29年3月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和27年11月から勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を承継するC社から提出された申立人に係る人事台帳を見ると、入社日が昭和28年12月3日と記載されていることから、申立期間のうち、同年12月2日以前の期間については、申立人がA社で勤務していたことを確認できない。

また、申立人が入社当時の支店長であったとする者は、同人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、昭和28年7月30日にA社H支店で資格を喪失後、同年8月1日に同社B支店で資格を取得しており、同人が27年11月に同社B支店で勤務していた状況はうかがえない。

さらに、同僚の一人は、「申立期間当時、A社では、D職になったときに辞令を受け、そこで初めて肩書きの無い一般社員になった。自身も、E職、D職及びF職を経て、最後はG職となり同社支店長を務めた。」と陳述しているところ、上記の人事台帳を見ると、申立人が入社日と同日の昭和28年12月3日付けでE職を命ぜられ、その後、29年3月5日付けでD職に任命されたことが記載されている。

加えて、当該人事台帳には、E職であった期間はE職手当のみが支給され、D職となってから本俸及び能率手当が支給された旨が記載されている。

また、当該人事台帳におけるD職の任命日とA社B支店に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、同一月であることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた4人は、自身が入社したとする時期のそれぞれ1か月ないし5年後に資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、従業員をD職に任命した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、C社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 21 日から 17 年 1 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 17 年 1 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を承継するB社発行の給与証明書及び同社の事務担当者の陳述から、申立人が同社で勤務した期間は、オンライン記録と一致する平成 16 年 10 月 21 日から同年 12 月 20 日までであることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚 2 人及び申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員のうち 8 人の合計 10 人に照会したところ、回答があった 4 人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、雇用保険の記録における申立人のA社での資格取得日及び離職日に係る記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。